

津島市教育・体育施設及び都市公園

津島児童科学館管理運営業務仕様書

津島市教育委員会社会教育課

目 次

第 1	施設の管理運営の基本方針	4
第 2	施設の概要	4
1	名称	4
2	所在地	4
3	設置の目的	4
4	施設の内容	4
5	施設における業務	4
第 3	業務内容	5
1	指定管理者業務の範囲	5
2	指定管理者業務から除く範囲	5
3	指定管理者が行う管理の基準	5
4	施設運営の基本事項	6
5	施設運営業務	6
6	施設管理業務	8
7	業務体制の確保	10
8	資格等	11
9	再委託	11
10	管理運営において配慮すべき事項	11
第 4	管理運営に要する経費	11
第 5	経理	12
1	財務会計	12
2	立入検査	12
第 6	事業計画・事業報告	12
1	事業計画書	12
2	事業報告書	12
3	業務の記録・報告	12
第 7	物品	13
1	物品の貸与	13
2	物品の帰属等	13
3	物品の管理	14

4	物品の修理	14
5	その他	14
第8	施設の維持補修・改良及び更新	14
1	維持補修・改良	14
2	更新	15
第9	損害賠償	15
1	施設等の損害	15
2	施設の瑕疵による損害	15
3	保険の付保	15
第10	指定管理者の指定後、指定期間前に行う業務	15
第11	留意事項	16
1	法令等の遵守	16
2	業務の実施	16
3	守秘義務	17
4	公平な運営	17
5	個人情報の安全確保の措置	17
第12	その他	17
別表1	指定管理者業務から除外する施設等	18
別表2	貸与備品一覧表	19

津島児童科学館管理運営業務仕様書

この仕様書は、指定管理者による津島児童科学館の管理運営に関する業務（以下「指定管理者業務」という。）に必要な仕様を定めるものとする。

第1 施設の管理運営の基本方針

- (1) 施設が文化振興を図るために設置された理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (3) 効果的かつ効率的な管理を行い、経費の縮減に努めること。
- (4) 常に善良な管理者として管理に努めること。
- (5) 個人情報保護に努めること。

第2 施設の概要

1 名称

津島児童科学館

2 所在地

津島市南新開町2丁目74番地

3 設置の目的

地域住民の文化の振興に寄与すること。

4 施設の内容

- (1) 敷地面積 1,022.430m²
延床面積 3,936.898m²
構 造 鉄筋コンクリート造2階建
建 築 年 平成2年
- (2) 建築物
常設展示室 (188m²)、プラネタリウム (100席、113.04m²)、展示ロビー (210m²)、
視聴覚室 (90席、170m²)、会議室 (20席、38.70m²)、館内喫茶店 (市占有)、
自動販売機設置部分2台 (2m²市占有)

5 施設における業務

- (1) 科学に関する資料を展示すること。
- (2) プラネタリウムによる天体運行等の投影及び天体観測の指導を行うこと。
- (3) 児童の科学に関する知識の普及及び教養の向上に必要な事業を行うこと。
- (4) 津島児童科学館の視聴覚室、展示ロビー、会議室及び科学に関する展示施設その他の施設を利用させること。

第3 業務内容

1 指定管理者業務の範囲

- (1) 休館日を変更し、又は休館日を設けること。
- (2) 利用時間を変更すること。
- (3) 施設の利用の許可をすること。

ア 受付に関する業務（利用許可申請書の受付、利用許可書の交付、利用者の集計等）を行うこと。

イ 受付・許可等は、津島児童科学館管理事務室で行うこと。

ウ 受付の日時については、指定管理者の提案により市と協議の上変更することができる。なお現行の受付日は利用日の3月前から3日前まで、時間は午前8時30分から午後5時15分までとする

エ 津島市又は市の機関が使用する場合は、条例等で定められた期間前であっても予約することができる。

- (4) 施設の管理上必要があるときは当該施設の利用の許可に条件を付けること。
- (5) 施設に特別の設備をし、又は設備を変更することの許可をすること。
- (6) 施設の利用に係る指示をすること。

ア 利用者に対し、必要な備品の設置及び撤去に関する指導及び助言をすること。

イ 施設内は禁煙であるため利用者への周知を図ること等、必要な措置を講じること。

ウ 津島児童科学館の受付に関する業務に必要な印刷物を作成し、必要に応じて指定場所へ配架すること。

エ 津島児童科学館に関する問い合わせに対応すること。

- (7) 施設の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。

ア 津島地域文化広場の設置及び管理に関する条例（平成3年津島市条例第1号）及び津島地域文化広場管理規則（平成18年教育委員会規則第5号）の規定若しくは利用の許可に付けられた条件若しくは施設の利用に係る指示に従わず、又は施設の秩序を乱すような行為をした利用者に対し、その利用の許可を取り消し又は利用の中止を命ずること。

- (8) その他施設を維持管理し、及び運営すること。

2 指定管理者業務から除く範囲

別表1に掲げる別に許可を受けて指定管理者が設置する施設、第三者が許可を受けて管理する施設又は占用物件等については、指定管理者業務として管理することを要しない。

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 法律その他の関係法令並びに津島地域文化広場の設置及び管理に関する条例（平成3年津島市条例第1号）及び津島地域文化広場管理規則（平成18年教育委員会規則第5号）及び条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (3) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (4) その他市長が定める基準

4 施設運営の基本事項

(1) 休館日

施設の休館日は、津島地域文化広場の設置及び管理に関する条例（平成3年津島市条例第1号）第4条に定める日とする。よって、月曜日（月曜日が祝休日の場合は開館）、及び12月29日から翌年1月3日までとする。なお、暴風警報の発令時は、臨時休館とし、利用中に警報が発令された場合も同様とする。

ア 指定管理者は、その必要があると認めるときは、市民の利便の向上に資するため休館日に開館する場合は、その旨を市長に通知することにより、開館すべき日を休館日とする場合は、あらかじめ、市長に協議することにより、臨時に、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

イ 市長は、臨時に、休館日を変更し、又は休館日を設ける必要があると認めるときは、あらかじめ、指定管理者と協議するものとする。

(2) 利用時間

施設の利用時間は、津島地域文化広場の設置及び管理に関する条例（平成3年津島市条例第1号）第5条に定める時間とする。よって、午前9時から午後5時までとする。ただし、宿泊を伴う場合はこの限りではない。また、宿泊に関しては、第11の6を参照にすること。

ア 指定管理者は、その必要があると認めるときは、市民の利便の向上に資するため利用時間を延長する場合は、その旨を市長に通知することにより、利用時間を短縮する場合は、あらかじめ、市長に協議することにより、臨時に、利用時間を変更することができる。

イ 市長は、臨時に、利用時間を変更する必要があると認めるときは、あらかじめ、指定管理者と協議するものとする。

5 施設運営業務

- (1) 主に児童及び親子を対象とした各種イベントを年数回実施すること。
- (2) 施設利用者に対する助言や指導及び相談の実施を行うこと。
- (3) レクリエーションに関する教室その他の事業（自主事業）を開催することがで

きる。この場合、参加者あるいは利用者から料金を徴収することができる。ただし、開催する事業の内容や料金については、事前に教育委員会の承認を得ること。

(4) その他施設の利用促進・利便の向上に関する業務

ア 施設の利用案内その他施設に係る情報を発信するため、ウェブサイトを開設し、これを運用すること。

イ チラシ・ポスター等を作成し、配布すること。

ウ 関係団体・関係機関との連携を図り、施設の利用を促進するためのPR・プロモーションその他の取組を企画し、これを実施すること。

(5) 施設利用に対する便宜供与

ア 施設を利用する者に対する接客対応、電話対応、予約対応、団体対応（学校行事、一般団体、視察等）、苦情対応等を行うこと。

イ 施設に関する要望及び苦情には、誠意をもって対応するとともに、市と情報共有すること。

(6) 利用者ニーズの把握及びサービスの向上

利用者や施設の運営に関係する機関・団体の意見・要望の聴取等により、利用者ニーズを適切に把握するとともに、これを施設の運営に反映し、市民サービスの向上に努めること。

(7) その他施設の運営に関すること

ア 貸出し用備品の管理を行うこと。

イ 館内喫茶店及び自動販売機の設置業者と連絡等を行うこと。

(8) 教育委員会が必要と認める業務を実施すること。

(9) 利用料金の収受

施設の利用、施設の入場及び施設の観覧に係る利用料金を収受し、これを管理すること。

(10) 地域住民、各種団体、関係機関等との連絡調整

ア 地域社会の一員であることを認識し、地域に対して誠意をもって対応するとともに、地域の活性化等に資する活動に積極的に取り組むこと。

イ 津島市教育委員会社会教育課を始めとする地域住民、各種団体、関係機関等との連絡調整を行い協調・連携を図り、施設の利用促進に努めること。

(11) 施設等の安全管理

ア 厳重に鍵を保管して、施設の開錠及び施錠を確実にを行うほか、施設内の事故、盗難等の犯罪及び火災等災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図ること。

イ 防火管理者は津島児童科学館における消防計画を作成し、消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練を実施すること。

ウ 館内巡視を行い、利用者の動向を総合的に判断し、条例及び条例に基づく規

則で定める禁止行為その他施設の秩序を乱す行為に対して、適切な利用指導を行うこと。

エ めいてい者その他施設の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者又は施設に損害を加え、若しくは加えるおそれのある者に対しては、入館を禁じ、又は退館させること。

オ 施設の秩序の維持又は施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、施設の利用に関し指示を行い、又は利用中の施設に職員を立ち入らせて、利用の状況を調査すること。

(12) 緊急・救急対応

ア 災害、事故及び施設内での急病人・けが人、犯罪等（以下「災害等」という。）が発生した場合は、利用者の安全確保の対応、救護及び市その他関係機関への通報、事故報告等を速やかに行うこと。

イ 災害等への迅速な対応に必要な薬品、資材等を常備するとともに、危機管理体制を構築し、地域防災計画等に基づく災害等対応マニュアルを作成すること。

ウ 災害等対応マニュアルを使用して、災害等の対応に関する訓練を定期的に実施するとともに、災害等対応マニュアルを適切に更新すること。

エ 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）は、適切に管理するとともに、指定管理者業務に従事する者に対して、救命講習及び機器の取扱研修を受講させること。

オ 災害発生時において、利用者又は地域住民から避難場所としての利用の申出があった場合は、その緊急度合いに応じて、可能な範囲で受入れを行うこと。

カ 災害時等に市が避難場所等として、本施設を使用する必要があると認めるときは、指定管理者は、市の指示に基づき、避難者等を受け入れること。

キ 利用者の安全を守るために、保安全管理を適切に行うこと。

(13) 施設の運營業務において、施設予約システムを導入し、当該システムを使用した予約受付、利用承認、利用状況の管理等の業務を指定管理者に実施していただく場合があります。システムの導入時期、運用方法及び業務内容の詳細については、別途協議の上、決定するものとする。

6 施設管理業務

業務の対象は、建築物、電気設備、通信・情報設備、機械設備、消防設備、建築物附属備品、工作物等（以下「建築物等」という。）とする。操作等業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の実施に必要な知識、技能、資格等を有する者が当たるものとする。

(1) 全般

ア 長期的な視野を持って施設を健全に稼働させるよう努め、施設管理に関する年間及び指定期間中の管理計画並びに施設管理作業マニュアルを作成し、計画

的な管理を行うこと。

イ 施設管理費の低減を図るための施設管理手法等について、積極的に取り組むこと。

ウ 施設管理の状況、不備事項等について、市への連絡・報告を密に行い、市と協力して事故防止に努めること。

エ 施設の管理に当たっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達等に努め、環境への配慮を行うこと。

(2) 建築物等の管理

ア 管理計画に基づき、建築物等の性能又は機能を維持するために必要な点検、保守及び清掃を常時及び定期に行うこと。

イ 建築物等に異常を発見したときは、速やかに、利用停止及び応急措置を行い、必要な指示を受けること。

ウ 関係法令等に定めのある建築物等の点検は、当該関係法令等の定めるところにより適切に実施すること。

エ 建築物等

(a) エレベーター保守点検 別記 1

(b) 冷暖房換気設備保守点検 別記 2

(c) 防火対象物点検 別記 3

(d) 消防用設備保守点検 別記 4

(e) 自家用電気工作物保安管理 別記 5

(f) 自動ドア装置保守点検 別記 6

(g) 建築物定期調査 3年に1回（令和10年度） 別記 7

(h) 建築設備定期検査・防火設備定期検査 年1回 別記 7

その他

(i) プラネタリウム保守点検 別記 8

(j) プラネタリウム番組装填業務 別記 9

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく空気環境測定、及び水道法（昭和32年法律第177号）等の規定に基づく貯水槽清掃、汚水処理施設維持管理、ねずみ・昆虫等の駆除等を行うこと。

別記10

カ 施設設備において、消耗、劣化及び破損又は故障により損なわれた機能がある場合は、市と協議のうえ、速やかにその機能回復のための修繕を行わなければならない。

キ 館内の各設備について、巡視点検を行うこと。

- (a) 電気設備
- (b) 空調設備
- (c) 給排水衛生設備

(3) 清掃業務 別記11

日常的に清掃を行うほか、施設を清潔に保つために必要な清掃を定期又は随時に実施すること。

ア 屋外

敷地内の樹木の剪定（病虫害の防除を含む。）、除草、消毒、ごみ拾い、屋外設備の拭き掃除等を行い、環境衛生及び美観の維持を行うこと。

イ 屋内

床面、壁面、窓、調度設備等の拭き掃除等のほか、トイレの便器、洗面台等の洗浄、壁面等の拭き掃除、トイレトペーパー、液体洗剤等の補充等を行い、良好な環境衛生、美観の維持、清潔を保つこと。

ウ 施設の環境保全のため管理上、市が必要であると認める業務を行うこと。

エ 指定管理者業務により生じた廃棄物は、適切に分別を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係規程に基づき、適正に処理すること。なお、資源廃棄物の処理に当たっては、リサイクルに努め、資源の再生化に努めること。

(4) 警備・夜間管理業務 別記12

ア 津島児童科学館の施錠時から開錠時まで、機械による警備。毎日2回機動巡回警備隊による巡回警備を行うこと。

イ 児童科学館南側及び東側駐車場の出入口の開閉、施錠、開錠。東公園中央園路南出入口の門扉の閉鎖、施錠を行い、施設の保全及び安全を確保すること。

ウ 開館時間内においては、施設内を適宜巡回し、不審者の侵入防止、火の元・消火器・火災報知機等の目視点検、不審物の除去等を行うこと。

エ 開館時間外においては、機械警備を実施するなど、異常の発生に対して速やかに対応できるようにすること。

オ 施設の混雑時には、施設内の安全確保に努めるとともに、周辺の交通状況等についても配慮すること。

(5) 修繕

建築物等に機能不全が生じたときは、市と協議し、速やかに、機能回復のための修繕を行うこと。なお、修繕に係る費用負担は、第8に定めるところによる。

7 業務体制の確保

- (1) 指定管理者業務の実施に当たっては、労働基準法その他の労働関係法令を遵守し、施設の管理運営に支障のないよう職員を配置すること。

- (2) 指定管理者業務を適切に実施するため、業務全体を総合的に把握し、調整する責任者 1 人を定め、原則として、常時配置すること。
- (3) 施設に配置する人員については、利用に関する受付業務等の業務に従事するために必要かつ適切な人員を配置すること。
- (4) 施設の管理運営に必要な職員の研修その他の育成を実施すること。

8 資格等

- (1) 施設の管理運営に必要な免許、許可、認定等を受けていること。なお、個別の業務について再委託を行う場合は、当該業務について、再委託先がそれぞれ必要な免許、許可、認定等を受けていること。
- (2) 指定管理者は、自らの職員又は再委託先の職員のうちから、甲種防火管理者の資格を有する職員を 1 名以上配置すること（鍊成館管理責任者との兼務を可とする）。その他施設の管理運営に必要な資格を有する者をあらかじめ指名し、施設に配置すること。ただし、法令等の規定により施設への常駐が義務付けられていない場合は、あらかじめ当該資格を有する者の氏名等を市に届け出ることにより、施設への配置を免除することができる。

9 再委託

- (1) 指定管理者は、指定管理者業務の全部を一括して、又は指定管理者業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 指定管理者は、指定管理者業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承認を受けること。

10 管理運営において配慮すべき事項

- (1) 指定管理者は、市又は市の機関が主催し、共催し、又は後援する事業について、支援又は協力を行うこと。
- (2) 施設の管理運営について、指定管理者が規則、マニュアル等を定めるときは、市と協議を行い、必要な調整及び情報共有を行うこと。

第 4 管理運営に要する経費

指定管理者業務は、津島地域文化広場の設置及び管理に関する条例（平成 3 年津島市条例第 1 号）第 9 条に規定する利用料金及び市が指定管理者に支払う施設の管理運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって行うものとする。

ア 指定管理料は、毎年度予算の範囲内で支払うものとし、指定期間における各年度の指定管理料の額、支払い方法、支払時期その他の細目的事項については、市と指定管理者が協議の上、年度協定で定めるものとする。

イ 指定管理料の額は、施設の管理運営によって過不足を生じた場合であっても、原則として、変更しないものとする。

第5 経理

1 財務会計

- (1) 指定管理者業務の実施に当たっては、当該施設の管理運営に係る経理規程を定め、適正な経理を行うこと。ただし、自主事業については、施設の管理運営に係る経理と分けて、別途経理を行うこと。
- (2) 予算は、原則として、毎年度収支計画に定めた科目の予算の範囲内で執行するものとする。ただし、経理規程の定めるところにより、科目間の予算の流用をすることができるものとする。
- (3) 経費及び収入は、法人その他の団体の口座と別の口座で管理すること。

2 立入検査

市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等について、実地調査を行うことができる。

第6 事業計画・事業報告

1 事業計画書

毎年度、事業計画書及び収支計画書を作成し、年度開始1月前までに市に提出すること。

2 事業報告書

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了ごとに、指定管理者業務について事業報告書を作成し、当該年度終了後30日以内に、市に提出すること。
- (2) 津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（平成17年規則第4号）第10条の規定に基づき、事業報告書に記載する事項は、管理運営に係る業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況その他管理運営に関する事項とし、その具体的な内容は、包括協定で定める。

3 業務の記録・報告

(1) 日報

指定管理者の内部記録として、日ごとに、管理運営に係る業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、特記事項等を記録し、整理すること。なお、市から求めがあったときは、これを提出すること。

(2) 月次報告

月ごとに、管理運営に係る業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況、事故・苦情等の内容・対応等に関する報告書を作成し、当該月の終了後10日以内に、市に提出すること。なお、報告書に記載する具体的

な内容は、包括協定で定める。

(3) 四半期報告

四半期ごとに、管理運営に係る業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況、利用者ニーズの状況、事故・苦情等の内容・対応等に関する報告書を作成し、当該期の終了後10日以内に、市に提出すること。なお、報告書に記載する具体的な内容は、包括協定で定める。

(4) 業務完了書の作成

施設修繕等の施設管理に関する業務を実施した場合は、業務完了書を作成すること。

(5) モニタリングと評価の実施

施設の管理運営に係る業務の実施状況、要求水準の達成状況等について、市が別に定めるガイドラインに従って、モニタリングを実施し、評価を行う。

(6) 実地調査・指示

提出された報告の内容に基づき、指定管理者業務に改善の必要があると認めたときは、実地に調査し、必要な指示を行う。

(7) 指定管理者に対する監査

指定管理者に対する監査は、地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の業務にかかる出納関連業務について実施する。監査の対象は法令上管理にかかる出納関連の業務とされ、指定管理者の管理業務そのものが監査の対象となるわけではないが、監査の実施機関は設置者である自治体の事務を監査する一環として必要があれば指定管理者に対して出頭を求め、調査し、帳簿書類その他の記録の提出を求める権限も持つことから、実務的には指定管理者の管理業務そのものが事実上監査の対象となる。

第7 物品

1 物品の貸与

市は、指定管理者業務に使用する物品のうち備品について、別表4「貸与備品一覧表」のとおり指定管理者に貸与する。

指定管理者は、市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち備品については、備品台帳を備え、取得及び廃棄等の異動については、随時市に報告すること。

2 物品の帰属等

(1) 指定管理者業務に使用する物品の調達に当たり、指定管理者が当該施設の管理運営に要する経費で購入した物品は、指定管理者に帰属する。

(2) 指定管理者が持ち込んだ物品及び指定管理者が調達した物品は、指定期間終了

後、指定管理者の費用と責任で撤去すること。ただし、市と指定管理者の協議において合意した場合は、市に対して、これを引き継ぐことができる。

3 物品の管理

- (1) 市に帰属する物品（以下「市有物品」という。）は、津島市財務規則（平成元年津島市規則第11号）に基づき管理を行い、その取得、廃棄等の異動については、市と協議して行うこと。
- (2) 市有物品のうち備品の管理は、貸与備品管理台帳を作成して行うものとし、貸与備品管理台帳は、市の求めに応じ、これを提出すること。
- (3) 指定管理者に帰属する物品は、市有物品と区分できるよう表示を行うこと。

4 物品の修理

市有物品のうち備品の補修・改良については、指定管理者が負担するものとする。ただし、指定管理者の責めに帰することができない事由による場合、及び更新が必要となる場合は、市及び指定管理者で協議し、その経費を負担する者を定めることができる。

5 その他

- (1) 利用者の申請に基づき、各道場等に必要な備品の設置及び撤去の指導、助言をすること。
- (2) 椅子・机等が必要な場合が多いため、備品の管理を行うこと。
- (3) 利用者が持ち込む寝具等の搬入、搬出に立ち会うこと。
- (4) 指定管理者は、業務において使用する備品については、定期的に市の照合を受けなければならない。
- (5) 下記の消耗品については、利用者が不便を感じないように、また事務の支障にならないよう定期的に購入すること。
 - ア 施設維持管理用消耗品（電球、トイレトペーパー等）
 - イ 事務用消耗品（事務用品、応急処置用医薬品等）
 - ウ 清掃用消耗品（洗剤、清掃用具等）

第8 施設の維持補修・改良及び更新

指定管理者が管理運営を行う建築物等の維持補修、改良及び更新に要する経費の負担は、次のとおりとする。

1 維持補修・改良

- (1) 通常の維持管理又は毀損したものの原状回復については、指定管理者が自己の責任及び負担により行うものとする。ただし、その経費の額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が1件につき50万円を超える場合、又はその経費の年間累計額が当該年度の収支計画に定めた予算額を超えることとなる場合は、あ

らかじめ協議の上、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

- (2) 資産価値を高め、又は耐久性を増すために行う改修については、市の責任及び負担により行うものとする。ただし、その経費の額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）が、1件につき50万円以下となる場合は、市及び指定管理者が協議し、その経費を分担することができる。

2 更新

- (1) 指定管理者業務の運営上の事由又は指定管理者の責めに帰すべき事由により必要となった施設の更新は、指定管理者の責任及び負担により行うものとする。
- (2) 経年劣化その他指定管理者の責めに帰することができない事由による施設の更新は、市の責任及び負担により行うものとする。

第9 損害賠償

1 施設等の損害

指定管理者は、指定管理者業務の実施に当たり、故意又は過失により管理運営を行う建築物等又は市有物品（備品に限る。）を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償すること。ただし、市は特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 施設の瑕疵による損害

- (1) 建築物等の設置の瑕疵により第三者に損害を生じたときは、市がこれを賠償する。ただし、指定管理者が行った維持補修等に起因して第三者に損害を生じた場合は、指定管理者がこれを賠償すること。
- (2) 建築物等の管理の瑕疵により第三者に損害を生じたときは、市又は指定管理者がこれを賠償する。この場合において、市が賠償したときは、その範囲内で指定管理者に求償するものとする。

3 保険の付保

指定管理者は、施設の管理運営上の瑕疵に起因する事故の発生等に対応するため、施設賠償責任保険、補償保険等の保険に加入すること。

第10 指定管理者の指定後、指定期間前に行う業務

- 1 協定項目についての協議、配置する職員等の確保、職員の研修、各種業務に関する規程等の作成及び協議等を行うとともに、市からの業務の引継ぎを受けること。
- 2 指定管理者業務の引継ぎに関すること。
 - (1) 次期指定管理者決定から指定期間終了まで（以下「習得期間」という。）において、必要書類作成、各種印刷物作成業務又は事務引継ぎ及び各業務の習得を行うこと。ただし、習得期間の費用については、次期指定管理者の負担とする。

- (2) 指定期間終了時に次期指定管理者又は当市が円滑かつ支障なく錬成館等の業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。

第 11 留意事項

1 法令等の遵守

次に掲げるもののほか、指定管理者業務を行うに当たっては、関係法令が適用される場合は、これを遵守すること。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）その他の施設・設備の維持及び保守点検に関する関係法令
- (4) 津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年津島市条例第25号）
- (5) 津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（平成17年津島市規則第4号）
- (6) 津島地域文化広場の設置及び管理に関する条例（平成3年津島市条例第1号）
- (7) 津島地域文化広場管理規則（平成18年教育委員会規則第5号）
- (8) 津島市情報公開条例（平成12年津島市条例第1号）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）
- (10) 津島市個人情報保護条例（平成16年津島市条例第27号）
- (11) 津島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月21日津島市条例第17号）令和5年4月1日施行
- (12) 津島市暴力団排除条例（平成23年津島市条例第3号）
- (13) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月19日付津島市長・津島警察署長締結）

2 業務の実施

- (1) 指定管理者が施設の管理に係る各種規定・要領等を別に定める場合は、市と協議を行うこと。
- (2) 個人情報の適正な管理のために必要な措置をとること。
- (3) 津島市又は津島市の機関が主催し、共催し、又は後援する大会等については、優先的に受付等を行い、当該事業への支援及び協力をする事。
- (4) 地域住民との協調を図ること。
- (5) 水道光熱費、電話料、郵便料等の公共料金を遅滞なく支払うこと。

- (6) 指定管理者に所属する者が錬成館等の駐車場を利用する場合、公有地管理協力金（1人月額1,000円）を市に支払うこと。

3 守秘義務

指定管理者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。指定期間終了後においても同様の取り扱いとする。

4 公平な運営

- (1) 公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこと。
- (2) 特定の団体等が有利不利となるような運営を行わないものとし、障がい者、高齢者等の利用について配慮すること。

5 個人情報の安全確保の措置

- (1) 指定管理者は、その保有する個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- (3) その他個人情報の取扱いに関し必要な事項は、包括協定で定める。

第12 その他

この仕様書に記載のない事項及び業務の内容に疑義が生じた場合は、市と協議を行うこと。

別表 1 指定管理者業務から除外する施設等

施設等	件数	場所	備考
喫茶店	1 件	津島児童科学館内	
自動販売機	2 台	津島児童科学館内	
準備室	1 室	津島児童科学館内	

別表2 貸与備品一覧表

分類コード	分類名称	品名	規格	使用場所	数量
津島市消防本部所有・貸出	雑品	自動体外式除細動器	AED	科学館	1
	パソコン	ノート PC		科学館	1
	プリンター	インクジェット複合機		科学館	1
001 001 002 002	椅子	椅子	CK-810KR	科学館	90
001 001 007 001	一般診療 診察	車椅子		科学館	1
001 001 006 001	机	インフォメーションカウンター		科学館	1
001 001 002 001	机	机	KT-PS90R	科学館	30
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	マイクスタンド	WN-5100A	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	マイクスタンド	WN-172	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	ビデオプロジェクター	TH-B1010	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	16mm映写機	CX-350XE	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	16mm映写機ズーム レンズ	50mm～100	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	スライド映写機	オムニ350XE	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	映写機格納庫	エルモ	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	オーバーヘッドプロジ ェクター	HP2450DE	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	張込式スクリーン	1500×240	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	電動バリアブルマスク	2400×360	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽	電動昇降チェンジ式	1800×260	科学館	1

	体育用品	白板			
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	電動引分式化粧板	1900×270	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	OHPスクリーン	VAE-150	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	レクチャーテーブルコ ネクター		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	春の星座	グラフィックジオ	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	夏の星座	グラフィックジオ	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	秋の星座	グラフィックジオ	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	冬の星座	グラフィックジオ	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	スペースプレーン	FRP製	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	スペースステーション	アクリル製	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	スペースシャトル	FRP製	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	水琴窟	900×900×	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	プラネタリウムスライ ド		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	宇宙探査ビデオボッ クス	800×2000	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	カラーシャドー		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	ケプラーの法則		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	静電光		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽	ジャイロ		科学館	1

	体育用品				
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	音量リモコンユニット	VR-8020	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	カメラ		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	版画壁		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	日本画雪山賛歌		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	国旗掲揚セット		科学館	2
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	プラネタリウムホール 暗幕		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	星座絵原版セット		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	双眼鏡		科学館	4
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	スタンド		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	プラネタリウムソフト	オリジナル	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	スライド映写機	200-1010	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	ワイヤレスマイク	WX-3100/	科学館	2
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	夜景パノラマ原版		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	マイク		科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	印刷機リソーGR-E	蛭間小学校より移	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	「電車でGO! 2」	シュミレーション	科学館	1
001 001 005 002	教養娯楽	フロントスピーカー	S10X	科学館	2

	体育用品				
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	リヤスピーカー	S10X	科学館	2
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	モニタースピーカー	S10X	科学館	2
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	機械収納架	PKC-2051	科学館	2
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	三脚	D-600	科学館	2
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	電動暗幕		科学館	3
001 001 005 002	教養娯楽 体育用品	概要解説パネル	600×1000	科学館	3
001 001 006 003	金庫	耐火金庫		科学館	1
001 001 006 003	金庫	手提げ金庫		科学館	1
001 001 002 007	黒板等	ホワイトボード	BB-R236G	科学館	1
001 001 002 007	黒板等	案内板	プラス1B-130WG	科学館	2
001 001 002 007	黒板等	消火器標示板	10型用	科学館	7
001 001 008 001	雑品	手押車		科学館	1
001 001 008 001	雑品	ポスト		科学館	1
001 001 008 001	雑品	ワイヤーフック	展示ロビー用	科学館	1
001 001 008 001	雑品	ダイニングワゴン		科学館	1
001 001 008 001	雑品	衝立		科学館	1
001 001 008 001	雑品	消火器		科学館	1
001 001 008 001	雑品	傘立て	US-G20N	科学館	2
001 001 008 001	雑品	ゴミ箱	イレ-R41D	科学館	2
001 001 008 001	雑品	灰皿	SS-250	科学館	2
001 001 008 001	雑品	消火器	20型	科学館	2
001 001 008 001	雑品	クズ入れ		科学館	2
001 001 008 001	雑品	ゴミ箱	イレ-R15M	科学館	3
001 001 008 001	雑品	ゴミ箱	イレ-R15M	科学館	3
001 001 008 001	雑品	間仕切壁面		科学館	3
001 001 008 001	雑品	灰皿	SS-91M	科学館	5
001 001 008 001	雑品	ライブスタンド	10型用	科学館	7

001 001 008 001	雑品	消火器	10型	科学館	14
001 001 004 004	諸器具機械	印刷機リソーGR-E		科学館	1
001 001 004 004	諸器具機械	レクチャーテーブル		科学館	1
001 001 004 004	諸器具機械	ノートパソコン	東芝 PSL3522CJ9REZ	科学館	1
001 001 004 004	諸器具機械	ディスプレイ	富士通FMV-DP847	科学館	2
001 001 004 004	諸器具機械	スポットライト	三菱電機 JSO26W	科学館	34
001 001 004 004	諸器具機械	内線電話機		科学館	7
001 001 005 003	図書			科学館	一式
001 001 006 005	棚	パンフレットスタンド	コクヨZR-PS113	科学館	1
001 001 006 005	棚	マガジンラック		科学館	1
001 001 002 005	箱	見本陳列ケース	YG-H6155	科学館	1
001 001 002 005	箱	ショーケース	プラスゼガロ3201	科学館	1
001 001 002 005	箱	ショーケース	プラスゼガロ6201	科学館	3
001 001 005 001	標本及び見本品	三葉虫		科学館	1
001 001 005 001	標本及び見本品	隕石		科学館	1
001 001 005 001	標本及び見本品	珪化木		科学館	1
001 001 005 001	標本及び見本品	アンモナイト		科学館	1
001 001 005 001	標本及び見本品	GAO隕石	11g	科学館	1
001 001 005 001	標本及び見本品	Imilac石鉄隕石	5g	科学館	1
001 001 002 008	文房具	ナンバーリング	F型・N型	科学館	各1
001 001 002 008		スポットライト	AKS0004W	科学館	20
001 001 002 008		ビッグファン 45S	EKCA896	科学館	3

エレベーター保守点検業務仕様書

別記 1

- 1 業務実施場所
津島児童科学館
津島市南新開町 2 丁目 7 4 番地
- 2 業務内容
昇降機を正常かつ良好な運転状態に保つようにする。
 - (1) 保守点検は毎月 1 回とする。
 - (2) 毎年 1 回法令（建築基準法）に基づく検査を行う。
 - (3) 昇降機各部について、必要と認めた場合は構成部品の修理又は取替を行う。ただし修理・取替の範囲は昇降機を通常使用する場合に生ずる磨耗及び劣化に限るものとする。
 - (4) 不時の故障の際、適切な処置を行う。
- 3 保守点検対象設備
1 台

冷暖房換気設備保守点検業務仕様書

別記 2

1 業務実施場所

津島児童科学館

津島市南新開町 2 丁目 7 4 番地

2 業務内容

(1) 冷暖房換気設備の保守点検及び上下水道維持管理を行うこと。

(2) 冷暖房換気設備の調整点検を年 2 回とし、点検調整をするとともに全装置の機能を良好な状態に保持すること。

3 保守点検対象機器

機 器 名	数 量	備 考
パッケージエアコン	1 3 セット	夏冬期 2 回
空調換気扇	1 0 台	夏冬期 2 回
エアーハンドリングユニット	3 台	夏冬期 2 回
冷却水・冷温水ポンプ	2 台	夏冬期 2 回
クーリングタワー	1 台	夏期 1 回
送風機	1 台	夏冬期 2 回
Y 型ストレーナー	1 式	夏期 1 回
ガス吸収式冷温水発生器	1 台	夏冬期 2 回
自動制御装置	1 式	夏冬期 2 回

防火対象物点検業務仕様書

別記 3

津島児童科学館内施設を消防法施行規則 4 条の 2 の 6 第 1 項で定める点検要領等に基づき、下記内容について毎年 1 回点検等を行う。

記

- 1 消防計画作成確認
非難施設の維持管理及びその案内・収容人員の適正化、火災予防上の自主検査・消防用設備の点検及び整備、消火活動及び避難訓練
- 2 地震防災対策強化地域に所在する防火対象物
施設及び器具の点検及び整備、防災訓練の教育及び広報
- 3 防災物品等
避難上必要な施設及び防火扉の管理、防災物品の表示
- 4 消防用施設（消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備他）
消防法令の設置に係る基準に従って設置されているか。
- 5 消防用設備等の届け出（着工書類、設置届、消防機関の検査済証）
- 6 火を使用する設備の位置、構造及び管理等
設備の位置、設備の管理、器具の取扱、喫煙等の制限
- 7 少量危険物の貯蔵及び取扱い
貯蔵または取扱い数量、容器、計器類に関する監視・タンク本体
- 8 火気の使用制限、計器類に関する監視、タンク本体、配管

消防用設備保守点検業務委託仕様書

別記 4

1 業務場所

津島児童科学館

津島市南新開町 2 丁目 74 番地

2 点検機器

屋内消火栓設備

設 備 内 容	摘 要	数 量
水源		1 式
加圧送水装置	ポンプ方式	1 式
配管		1 式
屋内消火栓箱	消火栓箱	4 個
	ホース・ノズル	8 個

消火器具設備

設 備 内 容	摘 要	数 量
消火器	外観	11 本
	機能	4 本
	放射	2 本

自動火災報知機設備

設 備 内 容	適 要	数 量
予備電源		1 式
受信機	P 型 1 級	1 式
感知器	差動式スポット型	6 2 個
	定温式スポット型	1 1 個
	光電式	8 個
発信機		4 個
音響装置		4 個

ガス漏れ火災警報設備

設 備 内 容	摘 要	数 量
予備電源	ニッカド蓄電池	1 式
受信機	壁掛型	1 式
ガス漏れ検知器	壁掛型 K P - 3 5 B 型	5 個
警報装置	ガス漏れ表示	1 個

非常警報器具設備

設 備 内 容	摘 要	数 量
非常電源	ニッカド蓄電池	1 式
放送設備	壁掛ユニット	1 式

誘導灯及び誘導標識設備

設 備 内 容	摘 要	数 量
誘導灯	外箱	2 4 個
	非常電源	2 4 個
	信号装置	2 4 個

防排煙制御設備

設 備 内 容	摘 要	数 量
予備電源	ニッカド電池	1 式
連動中継器・連動制御器	壁掛ユニット（複合盤）	1 式
手動開閉装置		2 個
自動起動装置		3 個

3 点検内容

消防法及び同法施行令、施行規則に定められた点検基準により点検し、所定の点検票を2通提出する。

4 点検回数

- (1) 外観及び機能点検 年1回（9月）
- (2) 総合点検 年1回（3月）

5 その他

点検結果により、本設備の機能に支障をきたす事項があると判断した場合は、速やかに補修その他の所要の処理を行う。

1. 保安管理業務の内容

(1) 受託者が実施する保安管理業務は次によるものとします。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、委託者の通知を受け毎週1回工事中の点検を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により工事中点検は行わないものとします。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。

この場合は、委託者は受託者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受託者に連絡するものとします。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成及び手続の指導を行います。

カ. 受託者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度委託者の通知を受け、受託者の保安業務担当者等を立ち合わせます。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続の指導を行います。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ. 前各号のほか委託者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、委託者は委託者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、委託者の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受託者は指導、助言又は協議を行うものとします。

ア. 漏電火災警報器又は昇降設備等、取扱いが法令により特定の資格を要するもの。

イ. オートメーション化された機器等、取扱いが特殊の専門技術を要するもの。

ウ. 移動して使用する機器及びこれに付随する電線のうち、点検時現場に設置されていないもの。

エ. 密閉型防爆構造の機器等、構造上内部点検ができないもの。

オ. 有毒ガス発生箇所又は酸欠箇所に設置された機器等、点検時に著しい危険が伴うもの。

カ. 点検できない隠蔽場所等に設置された配線及び機器等。

キ. 建設中の2階以上の高所部分、シールド室内及び工事中のトンネル内等、電気設備又は機器等の点検困難なもの。

ク. 業務上の都合等甲の理由で、受託者が立ち入りできない場所に設置された機器等。

(3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1号による点検のほか、委託者が確認を行うものとします。

2. 相互の連絡

(1) 委託者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受託者に通知するものとします。

① 遅滞なく連絡する事項

ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

イ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。

② その他連絡する事項

ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。

ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。

- エ. 委託者の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合。
 - オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
 - カ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
 - キ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合。
 - ク. 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
 - ケ. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
 - コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合。
 - サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
 - シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
 - (2) 受託者は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。
 - ア. 受託者の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
 - イ. 委託者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
 - ウ. その他必要な事項。
3. 絶縁監視装置及び機器の設置
- (1) 経済産業省告示第 249 号第 4 条第 7 号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受託者の定める条件に該当する電気工作物には、委託者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。
 - (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は協議のうえ受託者が設置し所有するものとします。
 - (3) 委託者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
 - (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受託者が負担するものとします。
 - (5) 絶縁監視装置等機器の保守は受託者が行い、その費用は受託者が負担するものとします。
 - (6) 委託者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。
4. 絶縁監視装置及び機器の撤去
- (1) 受託者は、委託者との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
 - (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。
 - (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第 3 項第 1 号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。
5. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等
- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、協議のうえ速やかに改修するものとします。
 - (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として委託者が負担するものとします。
 - (3) 受託者は委託者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。
 - (4) 受託者は、委託者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。
6. その他
- この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度相互に協議するものとします。

別 表

点 検、測 定 及 び 試 験 の 基 準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
受 電 設 備 (一 次 変 電 設 備)	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験		○※ 1	○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		トリップ回路の導通試験		○※ 1		
		絶縁油酸価度試験			○※ 2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 2	
		内部点検			○※ 2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		絶縁油透明度チェック			○※ 3	
		絶縁油酸価度試験			○※ 3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 3	
		内部点検			○※ 3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験			○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1 回／年	○	○	
		液温測定	1 回／年	○	○	
		電圧測定	1 回／年	○	○	

需要設備②

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	定期点検 A	定期点検 B		臨時点検
				I	II	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
	電気溶接機	絶縁抵抗測定			○※ 1, 6	
	その他の電気機器類	接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	照明装置	温度チェック		○		
	配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※ 5	○※ 5		
	接地装置	絶縁監視	○※ 7	○※ 7	○※ 7	
	配電線路の電線等					
	及び支持物					
非常用予備発電装置	ガスタービン及び	外観点検	○	○	○	必要の都度
	附属装置	起動試験	○	○	○	
	内燃機関及び					
	附属装置					
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※ 1	○※ 1	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
遮断器・開閉器	その他の電気機器類	受 電 設 備 と 同 じ				受電設備と同じ

注 (1) 「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいいます。

(2) 定期点検 B (I) は無停電で行う点検(無停電点検)で、定期点検 B (II) は停電をして行う点検(停電点検)をいいます。なお、定期点検 B (I) を実施する場合は 3 年に 1 回は定期点検 B (II) を行うものとします。

設備の条件等により定期点検 B (I) を適用しない場合があります。

(3) ※ 1 を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

(4) ※ 2 を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様) 10 年経過時に、10 年を超えたものは 5 年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検 B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※ 2 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

(5) ※ 3 を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様) 10 年経過毎に、20 年を超えたものは 3 年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、定期点検 B (I) の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※ 3 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

(6) ※ 4 を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

(7) ※ 5 を付した測定は毎月点検の場合は、隔月 1 回高圧受変電設備の変圧器の B 種接地線で行うものとします。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

(8) ※ 6 を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

(9) ※ 7 を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検 A, B 実施時、誤差試験を年 1 回行うものとします。

自動ドア装置保守点検業務仕様書

別記 6

1 業務実施場所

津島児童科学館

津島市南新開町 2 丁目 7 4 番地

2 業務内容

(1) 自動扉（円形両引ドア）2 台の保守点検を行うこと。

(2) 自動扉の保守点検は年 2 回とすること。

3 保守点検対象設備

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) エンジン本体 | モーター本体、ギアボックス、クラッチ |
| (2) 制御装置 | コントローラー、補助光線コントローラー、パルス付プーリー |
| (3) 吊り装置 | 上レール、吊り車、戸金物、下レール、振れ止め |
| (4) 駆動装置 | Vベルト、タンパックル、ベルトつかみ |
| (5) 起動装置 | 光線センサー |
| (6) その他 | 扉建て付け、配線 |

- 1 業務内容 建築基準法第 12 条第 1 項、第 3 項に基づく建築物定期調査、建築設備定期検査及び報告業務
- 2 時 期 建築物定期調査 令和 5、8 年度（先回は令和 2 年度実施済）
建築設備定期検査 年 1 回
- 3 調査資格 1・2 級建築士または国土交通大臣が定める資格を有する者とする。
- 4 基準図書 特殊建築物等定期調査業務基準
建築設備定期検査業務基準書

プラネタリウム保守点検業務仕様書

別記 8

- 1 業務実施場所
津島児童科学館
津島市南新開町 2 丁目 7 4 番地

2 業務内容

点検対象装置	定期点検回数	定期点検作業内容
MS－10 型 本機・補助投影機 1 式	3 回/年 (1 期・2 期・3 期)	投影像点検調整 点滅調光 投影レンズの清掃 各運動部の作動点検調整 各駆動機構部の注油
コントロールコンソール	2 回/年 (1 期・2 期)	スイッチ群の点検調整 計器群の点検調整
音響装置	1 回/年 (1 期)	スイッチ群の点検調整 計器群の点検調整

1 装填業務

プラネタリウム番組の素材をプラネタリウム投映機に組み込み（装填）し、番組上映を行う。

- (1) 科学館が保有しているプラネタリウムの番組用スライドを各投映機に組み込み作業（再装填）を行い、投映可能な状態に調整をすること。
- (2) 新たに購入または賃貸借した番組を装填し投映可能な状態に調整すること。この場合、番組選定にあたっては予め協議すること。
ただし、経費については指定管理者の負担とする。

2 投映番組数について

科学館が保有している番組を再装填する場合（1 (1)）は、年 2 番組以上とし、新たに購入または賃貸借した番組を装填する場合（1 (2)）は、年 1 番組以上とする。

害虫駆除業務仕様書

別記 10

- 1 業務実施場所
津島児童科学館
津島市南新開町 2 丁目 7 4 番地
- 2 業務面積
館内全域 (1, 8 9 1 m²)
- 3 業務内容
 - (1) 定期点検 月 1 回
 - (2) 消毒点検 発生した場合に実施

清掃業務仕様書

別記 11

1 業務実施場所

津島児童科学館

津島市南新開町 2 丁目 7 4 番地

2 業務内容

(1) 日常清掃業務

館内清掃及び館外（児童科学館敷地内）清掃を行うこと。

(2) 定期清掃業務

館内清掃 年 1 回のガラス清掃（有効面積 6 9 8 m²）、ジュウタン清掃（有効面積 7 2 8 m²）、床面ワックス清掃（有効面積 4 8 0 m²）を行うこと。

◎ 警備計画

1 警備目的

委託者の警備対象物件に係る火災、盗難並びに不正行為を警戒防止し、委託者の人命、財産を保護するとともに業務の円滑な運営に寄与し、その安全を保障することを目的とする。

2 任務及び権限

目的遂行に必要な警備上の権限は、委託者に付与され、かつ警備隊の指揮及び運営の権限は受託者がこれを保有する。

また、委託者と受託者との間でこの仕様書の内容を含む契約を締結することとする。

3 警備対象物件

(1) 名 称 津島児童科学館

(2) 所在地 津島市南新開町2丁目74番地

4 警備要領

(1) 警備担当時間

① 毎日閉館から開館まで

② 毎日午後5時から翌日午前8時までの間に不定時に1回機動巡回警備隊による巡回警備と併用

③ 休館日については、1日（24時間）のうち不定時に1回起動巡回警備隊による巡回警備と併用

(2) 警備方法

① ダイキE Eキャスター

建物内に布設された窓・扉・シャッター等に設置した特殊な端末機により異常事態発生は、直ちに受託者のダイキE Eコントロールセンターに通報される。

ダイキE Eコントロールが異常情報を察知するとともに緊急要員が直ちに委託者の警備対象物件に急行すると同時にガードパトロール隊員にも連絡され適切な処置を講ずる。

② 毎日1回起動巡回警備隊による巡回警備

(3) 通報機器の種類

ダイキE Eキャスター

◎ 協定事項

1 委託者は、業務終了時、次の事項の実施を徹底し、最終退場者はダイキE Eセンターに報告し、委託者の責任において処置する。

(1) 警備開始時には、E Eキャスターの電源を確認の上、本電話機よりE Eキャスターに切り替える。

(2) シャッター及び施錠箇所の点検確認

(3) 火気使用箇所の事後処置

(4) 煙草吸殻の消火確認及び処置

(5) 照明灯の点灯及び夜間不必要電源等の処置

(6) リモート・ガード・ボックスのセット

- 2 委託者の都合によりセット運延又はセット中の入退場の場合は、ダイキEEセンター迄、責任者名及び終了時刻を連絡する。
- 3 現金及び貴重品の保管は、極力避けるものとし、万一保管する場合は保管方法に万全を期す。
- 4 持ち運び容易な物品は、必ず屋内施錠された場所に保管する。屋外に放置された物品及び外部に露出している諸設備等の発生事故については、受託者の責任により除外する。
- 5 倉庫内には爆発危険物は、格納しない。万一格納した場合はあらかじめ受託者に連絡するとともに、それにより発生した事故については受託者の責任より除外し、それにより蒙る受託者の警備器具の損失については、受託者によって負担する。
- 6 委託者の過失により受託者が設置した警備器具の損失については、委託者において負担する。
- 7 委託者が設置した火災受信盤については、受託者の設置したEE受信機に接続され監視下にあるので火災受信盤の電源は必ず入電する。
- 8 火災受信盤について所轄消防署及び委託者側が点検する場合は、必ず受託者のダイキEEセンターまで連絡する。
- 9 電話回線の不通又は回線事故による場合は、受託者の責任により除外するものとする。
- 10 ダイキEEセンター、関係各署と密接な連絡をとるため、警備上最小限度の電話の使用を許可する。
- 11 委託者が設置した消火設備は、設置基準に基づき保守点検を実施する。
- 12 EE発信機は、常に清潔に保管する。
- 13 その他、警備上特別な事情が生じた場合はその都度、委託者受託者双方が協議して定める。

◎ 受託者の業務提供条件（実施事項）

- 1 受託者は、契約書に定める委託者の物件に警報機器（EEキャスター）を設置し、業務提供時間中、当該警報機器により感知される異常の有無を警備本部に自動的に通報する機械設備をなすものとする。
- 2 契約事項の業務を遂行するため、受託者は警備業法第7条に規定する適格者をこれにあてるものとする。
- 3 業務提供時間中、受託者は管制担当員を定め、警備物件の異常の有無を間断なく監視し警備の安全を図るものとする。
- 4 受託者は業務遂行中、上記の方法により契約物件に異常事態が発生したことを知った後遅滞なく緊急要員を当該物件に急行し、異常事態の確認をおこない必要な処置をとるものとする。
- 5 警報機器に関し、委託者がおこなう機器の操作は別に定める取り扱い規定によるものとし、受託者の使用する機械・機器・警備装具等のすべては、受託者が設置し受託者の専有に属するものとする。

- 6 受託者は機械設備に関し、正常な機器を維持するため、毎月1回の保守点検を定期的におこない機械設備の正常な機能を点検し、警備本部において正常行動を確認しなければならない。万一警報器機の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全な処置を講ずるものとする。
- 7 本契約に定められた目的のために、委託者が受託者に委託した鍵は、受託者の責任のもとに保管するものとする。
- 8 契約書に定める警備区域は、受託者がその責任において警備中であり、従って不法な侵入を禁止することを明示する標識を委託者に貸与し、警備区域の見やすい場所に掲示するものとする。
- 9 受託者は、本契約により業務に従事する者（警務士）が、その業務遂行中に起こし得る傷害についてはこれを保障し、委託者の責任を問わないものとする。ただし、委託者又は委託者の責任による者の過失行為等による傷害については、この限りでない。
- 10 受託者は、次の事項については一切その責任を負わない。
 - (1) 受託者が契約事項を確実に履行した場合
 - (2) 委託者における不可抗力事項により受託者が警備業務を実施することが不可能な場合
 - (3) 建造物、施設又は物品等の破損若しくは委託者の管理上に基づく場合
 - (4) 業務遂行中に委託者の従業員（下請け人・出入り業者等を含む）の故意又は過失により第三者（委託者の従業員・下請け人・出入り業者を含む）に身体上並びに財産上の損害を与えた場合
 - (5) 駐車場に駐車している管理不完全な車両についての損害が生じた場合
- 11 受託者が契約書に基づき警備業務を実施中、受託者の故意又は重大な過失により委託者又は第三者（委託者の従業員を含む）に与えた身体並びに財産上の損害については、受託者は委託者に対し、その保護として保険会社との保険契約により下記12に定めた範囲内において、その損害を賠償するものとする。この損害に関する委託者の賠償請求は、損害の事実を知った日から7日以内に文書をもって、受託者におこなわなければならない。委託者が賠償請求を怠った場合、受託者は委託者の損害に対し保護の責任を免れるものとする。
- 12 上記11の場合において受託者が委託者に対して支払う又は負担する損害賠償又は保護の限度額は、次のとおりとする。
 - (1) 身体上の損害については、被害者1名につき金5,000万円とする。ただし、1事故につき金5億円とする。
 - (2) 財産上の損害については、1事故につき金5億円とする。
- 13 業務遂行のため必要な警備上の権限は、委託者が受託者に委託し、かつ警備隊並びにダイキEEキャスターに関する指揮・運営の権限は、受託者が有するものとする。
- 14 契約による対象物件の増改築並びに付帯する構造の変更等をおこなう場合は、委託者は受託者の警備本部に地帯なく文書をもって通知し、警備条件の検討を求めるものとする。受託者は委託者の任意による施工により生じた対象物件の損害については、一切その責任を負わないものとする。